

# 商品概要説明書

## 積立式定期貯金（年金型）

（平成30年10月1日現在）

1. 商品名	○積立式定期貯金（年金型）
2. 販売対象	○個人のみ
3. 期間 （積立期間） （据置期間） （受取期間）	○12か月以上 ○2か月以上10年以下 ○3か月以上20年以下
4. 預入方法 (1) 預入方法  (2) 預入金額 (3) 預入単位	○契約時に積立期間、据置期間、受取期間を指定します。 ○自動振替により、1か月、2か月、3か月、6か月のいずれかの積立周期により預入れいただきます。 ○預入れのお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。 ○1回あたり1円以上 ○1円単位
5. 払戻方法	○受取期間中、指定された受取周期（1，2，3，6か月）ごとに指定口座に入金します。 ○一部支払、明細支払および概算金支払ができます。
6. 利息 (1) 適用金利  (2) 支払頻度  (3) 計算方法  (4) 税金  (5) 金利情報の入手方法	○各分割預入時における期日指定定期貯金の約定利率を適用します。ただし、預入日から満期日までの期間が1年未満の場合には、預入時におけるスーパー定期貯金（単利型）の約定利率を適用します。 ○受取期間中、指定された受取周期（1，2，3，6か月）により、組入貯金の満期日ごとに支払います。 ○期日指定定期貯金の計算方法を適用します。ただし、預入日から満期日までの期間が1年未満の場合には、預入時におけるスーパー定期貯金（単利型）の計算方法を適用します。 ○20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※平成49年12月31日までの適用となります。 ○金利は店頭に表示しています。
7. 手数料	——
8. 付加できる特約事項	○マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
9. 中途解約時の取扱い	○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率によって計算（分割預入時の貯金が期日指定定期貯金の場合には1年ごとの複利計算）した利息とともに払い戻します。

	<p>&lt;スーパー定期貯金の場合&gt; 以下の預入期間に応じた利率で計算します。</p> <p>A. 6か月未満 …………… 解約日における普通貯金利率 B. 6か月以上1年未満 …… 約定利率×50% C. 1年以上2年未満 …… 約定利率×70%</p> <p>&lt;期日指定定期貯金の場合&gt; 以下の預入期間に応じた利率で計算します。</p> <p>A. 6か月未満 …………… 解約日における普通貯金利率 B. 6か月以上1年未満 …… 約定利率(2年以上の利率)×40% C. 1年以上1年6か月未満 …… 約定利率(2年以上の利率)×50% D. 1年6か月以上2年未満 …… 約定利率(2年以上の利率)×60% E. 2年以上2年6か月未満 …… 約定利率(2年以上の利率)×70% F. 2年6か月以上3年未満 …… 約定利率(2年以上の利率)×90%</p>
<p>10. 貯金保険制度 (公的制度)</p>	<p>○保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
<p>11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または金融部(電話:055-949-3211)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)</p>
<p>12. その他参考となる事項</p>	<p>○満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</p>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A伊豆の国